

植田淳著『英米法における信認関係の法理』

木下 毅

1. 本書は、中世から近代への法の変容を、Henry Maine のいう「身分から契約へ」、19世紀から20世紀への法の変容を、[R. Pound ないし] T. Frankel に倣って「契約から信認へ」の動きとして捉える。著者によれば、後者の動向は、「専門化・相互依存化した現代社会が無数の信認関係を基礎として成立している」事実を端的に反映しているとみる。別の角度からみれば、前者は、近代法への変容、後者は、現代法（ポストモダン）への変容として捉えることもできよう。かくして今日の英米法では、「信認義務違反（信託違反）が、不法行為・契約違反と並ぶ三大民事違法行為の一つ」として位置づけられるようになった、という（はしがき i, 235頁）。

Frankel によれば、主要な社会関係は、「身分関係」(status relation)、「契約関係」(contract relation)、「信認関係」(fiduciary relation) の3つに分類できる。これらの中、身分関係とは、「親子関係や中世イギリスに見られたような封建関係」を意味し、「権限を有する当事者が、依存する当事者の需要を満たす手段を独占」しており、しかも、原則として「身分関係の設定と解消は、当事者の自由な意思に基づいてなされることはない」。これに対し、契約関係においては、「いずれの当事者も権限を独占することはなく、交渉のための交渉を行わなければならない」。しかも、身分関係とは異なり、「法は、契約当事者の意思決定の自由を確保する」。他方、信認関係においては、「一方の当事者（受益者）は他方の当事者（受託者）に依存する。この点は、身分関係と同様である。しかし、身分関係と異なり、この依存は広範なものではなく、特定の職務に限定された依存にすぎない」。さらに、「信認関係が身分関係と決定的に異なる点は、契約関係と同様に、当事者が相手方を選択し、契約の内容を交渉によって決定する自由を有する点である」。以上のように、信認関係は、「契約関係に特有の取引の自由と、身分関係に特有の依存の要素とを結合した法律関係」なのであって、信認関係を規律する法は、「身分関係と契約関係の最もよい側面」を保存すべきであるとする。このような信認社会では、「支配関係」や「個の対立」ではなく、「協同」(cooperation) が強調される。このような信認社会を招来した要因としては、労働の専門化とプーリングによる規模の利益を挙げることができる、という。

では、「信認関係」(fiduciary relationship) とは、何を指すのであろうか？ 先例上

確立されてきた信認関係類型としては、信託(trusts)における受託者と受益者の関係の他、代理(agency)における代理人と本人、会社(corporation)における取締役と会社、組合(partnership)における組合員相互の関係等が、典型的な例として挙げられるが、これらに限定される趣旨ではない。19紀末の古典的先例 *Bray v. Ford*, [1896] A.C.44 によれば、「受託者(fiduciary)の地位にある者は、……〔その地位を利用して〕利益を得てはならない。受託者たるものは、自己の利益と義務とが相反する立場に身を置いてはならない」とされてきた。これは、「動かすことのできないエクイティ裁判所の原則」であり、その義務の核心にあるのが、「忠実義務」である。

「この一般的義務のもとに、裁判所は種々の具体的な受託者の行為規範を形成してきた」が、本書の目的は、「判例法によって形成されてきた、かかる行為規範を体系化し、その内容を明らかにすること」にあるという。ここでは裁判規範と行為規範の区別はさておき、法系を異にする外国の研究者が「かかる行為規範」を「体系化」することの意味は、何にあるのであろうか？

ともあれ、本書は、かかる目的にそって第I部総論と第II部各論に大別し、総論において、第1章 信認関係法序説、第2章 信認義務の構造と体系の2章を当てる。第1章では、「信認関係とは何かについて一般的な考察をし」、第2章において、「かかる行為規範——信認関係——の体系を論じ」る。さらに各論第3章以下では、「この体系に基づいて個々の行為範囲の内容を明らかにする」ため、「自己取引の禁止」「財産乱用の禁止」「第三者取引の禁止」「競業の禁止」「未公開情報乱用の禁止」「秘匿利益の禁止」「不当威圧、擬制信託および取引能力較差乱用の禁止」といった7つの項目の下で、具体的信認義務の類型的考察を試み、それを踏まえて第10章で、「信認関係の法理が救済(remedy)の面において、いかに機能しているか」という問題を考察している。以上が、本書の全体の構成である。なお、本書では、イギリス(England & Wales)の判例法を主たる考察の対象とし、必要に応じてアメリカ法(特に, Restatement)にも言及している。

2. 第I部総論では、まず学説史として、E. Vinter, *A Treatise on the History and Law of Fiduciary Relationship* (1932) を、信認関係法の先駆的体系書として紹介し、アメリカの A. Scott, *The Fiduciary Principle*, 37 *Calif. L. Rev.* 539 (1949) を「信認義務を類型論的な視点から網羅的に体系化した」論文として位置づける。しかし、信認関係法に関する本格的な理論分析は、L. Sealy, *Fiduciary Relationship*, [1962] *Cambridge L. J.* 69; do., *Some Principles of Fiduciary Obligation*,

文 献 紹 介

[1963] Cambridge L. J. 119 が最初で、「それまで学説によってほとんど注目されてこなかったこの分野を、鋭い分析力で体系化し、従来理解が困難であった判例法の諸原則を理論的に整理することに成功した」論文として評価する。そして、彼の業績を継承して、より一層この分野の理論的体系化に貢献したのが、オーストラリアの P. Finn, *Fiduciary Obligations* (1977) と題する体系書である、とした。これは、独自の理論的立場から、イギリス信託関係法全体を網羅的に体系化したものであって、「この分野における水準の高いほとんど唯一の体系書」とされ、これ以降、イギリスの学説は、信託関係法の分野に大きな関心を払うようになった、とみる。

次に、法史的にみれば、大法官裁判所 (Court of Chancery) が、「信託における受託者と受益者との法律関係を、信託に類似したコモン・ローの法律関係に類推適用し」、かかる介入を通じて、その管轄権を拡大していく。18世紀初頭の判決例 *Burdett v. Will*, 2 Vern. 638 (1708) は、大法官裁判所が、問屋の破産に際し、本人を救済するために、信託の受託者と受益者の関係を、コモン・ロー上の問屋と本人の關係に類推適用した事例として引用される。その後、trust の概念が固定化し、trust を除いた法的関係を指す法律用語として fiduciary という文言が用いられるようになる。こうして、コモン・ロー上の法的関係に trust の法理を適用することによって生成した法的関係を、包括的に fiduciary relationship という名称を用いて呼ぶことになった、というのが法史的説明である。

では、信託関係は、どの範囲に及ぶのであろうか？ 受託者とされた事例をみると、受託者、人格代表者（遺言執行者・遺産管理人）、代理人、取締役、発起人、組合員、弁護士（ソリシタ）、モーゲッジ権者、証券ブローカー、受寄者、財産保全管理人、法人清算人、後見人、被用者、生涯権者などが、挙げられる。これら以外にも、銀行と顧客との関係につき、顧客の年齢が高く取引経験が乏しいことを理由に信託関係の存在を認めた *Lloyds Bank Ltd. v. Bundy*, [1975] Q. B. 326, 錯誤による非債弁済により信託関係が発生するとした *Chase Manhattan Bank N. A. v. Israel-British Bank (London) Ltd.*, [1981] Ch. 105, 所有権留保に基づき転売代金に対し信託関係の存在を認めた *Aluminium Industrie Vaassen B. V. v. Romalpa Aluminium Ltd.*, [1976] All E. R. 552, [1976] 1 W. L. R. 676 などの事例がある。以上の諸事例からもわかるように、イギリスの裁判所は、諸般の事情を考慮しつつ、きわめて弾力的に信託関係の存在を肯認してきた、と指摘する。

かかる判決例に対して、イギリスの学説は信託関係の理論的解明を試みてきたという。その中で Sealy の類型論と Finn の定義論が注目されるが、結局、信託関係とは、

「当事者の一方が他方に信認 (confidence) を置き、諸般の事情から、この信認をエクイティによって保護することが相当と考えられる関係」と一般的に定義する以上のことはできない、という。

第2章は、信認義務の構造と体系に当てられている。イギリスの判決例および学説は、受託者の利益相反避止義務と地位利用避止義務という禁止的命令の形で、間接的に忠実義務に言及する傾向が強いという。裏からいえば、これら2つの義務の背後に、より高次元の「忠実義務」(duty of loyalty) という一般的義務が存在する。これに対し、アメリカの Restatement (Second) of Trusts 170条1項は、忠実義務を正面から次のように規定する。「受託者は、受益者の利益のためにのみ、信託を管理すべき義務を、受益者に対して負う」と。このアプローチの差異は、英米間の比較として興味深いものがある。

一般に受託者は、一定の裁量権を有するが、その行為が一定の枠を逸脱する場合に司法的介入の対象となる。その場合「いかなる行動が受益者の利益に資するかを決するのは、受託者の権限であるが、逆に、いかなる行動が受益者の利益に反するかを判断するのは、裁判所の機能である」という。この Finn の指摘も、示唆に富む。

本書は、以上の信認義務の「構造」を踏まえた上で、第2章後半(第2節)において具体的信認義務の「体系」を考察し、本書における「独自の体系論を提示する」と宣言する。そして第2節「信認義務の体系」の劈頭において、「抽象的レベルにおける信認義務のもとに生成した具体的信認義務群を、論理的な視点からいかに体系化すべきかが、本節の中心的なテーマである」とする。「体系」ないし「論理的な視点」の意味にもよるが、ここでは、大陸法系の研究者が、「法系」を異にする外国法(英米法)について、「独自の体系論」を「論理的な視点」から樹立することの比較法的意義そのものが問われよう。田中英夫「外国判例の読み方」ジュリスト312号101頁(1964)参照。

もっとも、著者も、この点を意識してか、次のような重要な限定を付している。曰く。「提示する体系論は信認義務に関するこれまでのイギリス判例法の類型化・体系化のひとつの試みにすぎない、……。判例法主義には、不可解な不明確さが伴う。また、エクイティは、その本質的特徴として、個別のケースごとに具体的正義を実現するという弾力性・柔軟性を有する。これらの理由によって、信認義務の内容は、時とともに変化し、新しい原則が付け加えられていく。すなわち、信認義務の体系は、決して閉じた体系ではないということを強調しておかなければならない。したがって、本書の体系も、現時点でのものにすぎない」と。

著者は、この「信認義務の体系」において、具体的信認義務をまず「受託者の裁量権

文 献 紹 介

の行使に関する義務」と「忠実義務のカテゴリーに属する義務」とに大別し、さらにそれぞれサブカテゴリーを設けている Finn の類型論を紹介して、その特徴は「裁量権の行使に関する義務」を具体的信認義務の中に取り込んでいる点にあるとする。しかし、著者は、「忠実義務」（受益者の利益を図ることを受認者に要求する義務）と「公平義務」（異なる受益者間の利益調整を受認者に要求する義務）とは区別すべきであるとして、彼の分類には批判的立場をとる。次に、Scott, Jones および Finn の類型論を紹介し、「判例に忠実な類型論が、必ずしも論理にすぐれているという保証はない」として、「論理的整合性の追求」を優位に置き、Finn の類型論は、「いくつかの点において論理性に欠けるとの印象を免れない」と批判する（29-36）。

著者は、さらに、受認者が負う義務の1つに、「忠実義務と異なる系統に属する義務」として、「注意義務 (duty of care; duty to exercise reasonable care)」があることを指摘し、両者の関係につき、次のように説明する。一般に、イギリスの判例・学説は、注意義務を信認義務の一種としては位置づけない。信託受託者を除けば、代理人であれ、取締役であれ、組合員であれ、いずれもコモン・ロー上の制度である。これらの受認者の注意義務違反は、契約違反ないし不法行為の訴えとして提起されるのが、通例である。これに対し、「信託受託者は、本来エクイティ上の制度であるから、コモン・ローとは独立のエクイティ上の注意義務を負う。しかし、その他の受認者とのバランスから、信託受託者の注意義務も一般に信認義務の一種とは考えられていない」。しかし、「受認者の注意義務違反——過失——が、コモン・ロー上の訴訟によってカバーされない特殊なケースにおいては、信認義務としての注意義務 (fiduciary duty of care) をもちださざるをえなくなる。この限りにおいて、注意義務は信認義務の一部を構成する」。その古典的先例として *Nocton v. Ashburton*, [1914] A. C. 932 を、引用する。以上の「忠実義務」と「善管注意義務」の関係についての説明は、われわれの問題関心にとって大変貴重な指摘といえよう。

3. 第II部各論は、第3章から始まり、まず自己取引 (self-dealing) の禁止を取り上げる。これは、「信託受託者は、自己が管理する信託財産を自己の固有財産として買い受けてはならない」（受認者による受益者財産の取得禁止）とする旧くから確立した原則であり、逆に、「受託者がその固有財産を信託財産とすべく売却する行為も禁止され」（受認者による自己財産の受益者への売却禁止）、「受託者が誠実 (good faith) に行動したか」否かは、一切問題とされない、とする。この原則は、「受認者と受益者との間の知識や情報の較差を是正し、両者を平等の立場に (at arm's length) に立たせること」

を目的として形成されたものと説明する。またアメリカのように商業銀行が信託業務を兼営する場合、たとえ両者が銀行内部の組織上区別されていても一つの法人格を有する受託者である以上、信託部門が保有する信託財産を当該商業銀行の他の部門が買い受けることは、信託違反である、とされる。なお、国法銀行については、通貨監督官規則（旧連邦準備制度理事会規則）が、自己取引に関して行政的規制を加えていることにも言及している。

これに対して、「信託受託者を除く」受託者がその義務に属する事項に関して、受益者の財産を買い受ける契約または自己の財産を受益者に売却する契約は、受託者が自己の地位を乱用しておらず、かつ、自己の利益および当該財産について獲得した情報を十分に開示していた場合には、（同意の有無を問題とすることなく）有効とされるとして、両者の差異を指摘する。

さらにイギリスでは、会社の取締役と会社との契約は、その契約内容が公正なものであっても、会社によって取り消されうる。このきわめて厳格なルールは、定款による修正は可能であるものの、1985年 Companies Act 317条（自己利益説明義務）によっても変更されていない。これに対し、アメリカの Model Business Corporation Act 8-31条は、取締役会への開示とその承認等を自己取引契約の有効要件としている点において、イギリス判例法のルールより緩和化されており、また、取引が公正であれば有効としている。この英米の差異は、実務的にも重要な指摘となる。

第4章は、財産乱用の禁止という最も基本的な信託義務、その中核ともいふべき「忠実義務」を扱う。信託財産を自己の利益のために使用した受託者は、使用によって得た利得を信託に返還すべきであり、その利得に関して「擬制信託」(constructive trust)の受託者とされるのが、通例である。このルールは、信託財産の犠牲のもとに利得が得られた場合だけでなく、信託財産に全く損失がない場合においても適用されることを指摘する。

受託者は、自己の管理する信託資金を自己のために貸し付け、または、自己の事業に利用してはならない。このルールは、信託証書によって受託者が広汎な投資裁量権を付与されている場合においても、同様である。このような受託者は、擬制信託の受託者とされ、受益者の選択に従い、借入金の元本および利息または借用によって獲得した利得のいずれかを、信託財産に返還しなければならない、とされる。

第5章は、第三者取引禁止を取り扱っている。受託者は、その地位を利用して、信託がすでに有している第三者との間の取引上の地位を自己に帰属させてはならない、とされる。受託者は、たとえ誠実に (in good faith) 行動したとしても、このルールの適用

文 献 紹 介

に関しては関係がない、とされる。Keech v. Sandford, Sel. Cas. Ch. 61 (1726)。この事件は、受託者による第三者取引禁止のみならず、受託者がその地位を利用して得た利得は、擬制信託の受益者としてこれを保有するという一般法理の指導的先例でもある。裁判所はまた、会社に対して受託者の地位に立つ取締役が、その地位を利用して第三者取引を行い、それによって利得を得た場合には、きわめて厳格な態度で利得行為を抑止してきたとして、Regal (Hastings) Ltd. v. Gulliver, [1942] All E. P. 378 を引用している。

第6章では、競業の禁止を扱う。受託者その他の受託者は、信託ないし受益者が行う事業と競合するような事業を営んではならない、とされる。競業は、第三者取引ときわめて類似した面があるが、競業においては、受託者としての地位の利用という要素が必ずしも要件とされない、という点が強調されている。

第7章では、未公開情報 (confidential information) 乱用禁止の問題を取り上げ、先例として、Boardman v. Phipps, [1967] 2 A. C. 46 が、引き合いに出されている。内部者取引規制も、この問題にルーツを有するとされ、さらに、守秘義務にも言及されている。

第8章は、秘匿利益の禁止の問題に触れる。例えば、物品の購入のために選任された代理人が、物品の売主たる第三者から密かに金品を受け取る行為は、この原則に反する信認義務違反行為であって、得た利得は本人に返還しなければならない、とされる。このルールは、本人に損失がない場合にも適用されることに、注意を向けている。

第9章では、不当威圧 (undue influence)、擬制詐欺 (constructive fraud) および取引能力 (bargaining power) 較差乱用の禁止の問題が論じられる。不当威圧の推定を生じさせる「特別の関係」は、信頼関係 (confidential relationship) と呼ばれて狭義の信認関係と区別されてきたが、その実質は広義の信認関係と解され、過失による不実表示ないし開示義務違反には、擬制詐欺の法理が適用され、バグニング・パワー較差の法理は、信認関係の法理の契約法への適用として、注目すべき理論であることが、指摘されている。

以上の第3章から第9章において、信認義務の核となる忠実義務の具体的法準則が問題とされてきたが、第10章では、信認関係の法理が、救済の面においてどのように機能しているか、という問題が扱われる。F. Maitland, Equity (1909) によれば、エクイティは、「受益者を無担保債権者 (unsecured creditor) の地位に転落させない」ように努力し、「信託財産の独立性」という法理にまで高めてきた、という。受託者が破産しても、信託財産は受託者の責任財産から除外され、受益者は信託財産に対して物権的

権利 (proprietary claim) を主張しうるというルールが、それである。イギリス法の下では、第三者が信託違反の処分行為であることにつき善意で、かつ、信託財産を有償で取得する場合を除き、受益者は、信託財産を追及して物権的権利を主張することができる。それ故、受託者が支払不能となった場合でも、受益者は、信託財産に対し一般債権者に優先してその権利が保護される。この意味において、信託は、一種の「担保的機能」を有している、と指摘する。

さらに、日本法の下では、金銭は占有者が所有権を有するとされるから、金銭の返還請求権は債権に過ぎないのに対し、イギリス法上は、追及権との関係から、特定の金銭に対する物権的権利が認められる。このことが、イギリス法における信託法理による救済力を著しく強化した、とみる。

著者は、さらに復帰信託による救済、信託宣言による救済、擬制信託による救済、エクイティ上の担保権による救済について論じ、最後に、信託法理による救済の問題点につき、次のように指摘する。第1に、信託法理の適用は、会社清算における債権者の平等的比例的満足の原則を著しく害する結果を招く。第2に、信託法上の権利は、多くの場合、公示を欠くために、第三者（特に、債務者の一般債権者）の保護に欠ける。それ故、無担保債権者の救済を図る方法としては、信託法理の適用によるよりも、浮動担保 (floating charge) の効力を制限したり、詐害優先の規定を少し緩和するといった立法措置を講ずる方法によるべきである、という主張がなされている。

最後に、「信託社会の基礎としての信託関係を規律する法は、どのような状況にある」のであろうか？ 著者によれば、イギリスの信託関係法を「日本法との比較の観点から」みて、2つの特徴を指摘する。1つは、この法理が私法体系全体に広汎に及んでいるという点、第2は、受託者に課された信託義務の厳格さという点である。これらの特徴は、法の不確実性などの難点を持ちながらも、権利の乱用を抑制し、相互依存社会における他者への信頼を保護する、という利点を有する。契約法が、近代法の中核を占める法制度であるとするれば、信託法は、ポストモダン法の領域にある法制度ということになるだろうか？

4. 本書は、「判例に忠実な類型論」が「必ずしも論理的にすぐれている保証はない」という視座から、「論理的にすぐれた類型論とは何を意味するか」という大陸法の問題意識をもって、英米の信託関係に関する判決例を分析したモノグラフィーである。本書の基本的アプローチは、「法の生命は、論理ではなく、過去の経験であった」とするHolmes的な英米法的アプローチと180度対照的である。本書では、事実に基礎を置く

文献紹介

case by case の帰納的アプローチを基本とする英米の判例を、大陸法的な論理および体系を用いて分析することの学問的意味が問題とされよう。

このように総論において前提とされた本書の基本的アプローチに問題なしとしないが、現実に各論において展開された分析は、「論理的整合性の追求」というよりも、「判例の類型に即した類型化」であったといえないであらうか。各論においては、イギリス判例法を中心に、まず序説でそれぞれの原則の目的について論じ、次に信託受託者、その他の受託者についてそれぞれ類型化が試みられ、さらに、英米に差異がある場合ないしアメリカ法に特有の問題が存する場合には、アメリカ法にも言及され、全体としてバランスのよい説明がなされている。

ともあれ、本書は、邦語で書かれた信託関係に関する手堅い研究書であり、わが国の信託研究に一石を投じたモノグラフィーといえよう。

(中央大学教授)

[植田淳著『英米法における信託関係の法理』晃洋書房，1997年，A 5判，258頁，定価（本体3,200円＋税）]

